

令和 年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の役職・氏名

一般財団法人エルピーガス振興センター
理事長

令和 年度 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)交付決定通知書

業務方法書第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付けにて申請があつた令和 年度 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載のとおりとする。

2. 当該申請案件の補助金交付番号は、 番とする。

3. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

4. 補助対象経費の項目ごとの経費及び補助金の額は、交付申請書記載のとおりとする。

5. 補助金の額の確定は、補助対象経費の項目ごとの経費の実支出額の合計額に補助率を乗じて得た額と補助金の額とのいずれか低い額とする。

6.補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)業務方法書の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1)適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2)適正化法第29条から第32条(地方公共団体の場合は第31条)までの規定による罰則。
- (3)相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4)当センターの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5)補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

7.補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、業務方法書の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。